

# (個 別 事 項)

## 1 支援費制度の着実な実施について

支援費制度が施行されて、1年を迎え、施行前に比べ特に居宅サービスについては、当初の予想を上回る伸びを示すなど、障害者の地域生活の推進に対し、大きな一歩を踏み出したところである。

引き続き、16年度以降においても、厳しい財政状況の中ではあるが必要なサービス量を確保するとともに、サービスの質の担保を図るなど、同制度の推進を図っていきたいと考えている。

一方、制度を実施していく中で、利用者、関係団体、地方自治体等から、制度の実施運営を行う上での課題や意見等も寄せられており、より良い制度として実効あるものにしていくためにも、制度施行後1年間の事業の内容を検証を行い、より公平・公正な制度運営を図ることが重要であると考えている。

### (1) 16年度における支援費予算の確保について

支援費制度に関する16年度予算(案)については、施行2年次目となる制度の円滑な施行を図るため所要額を計上することとし、総額で347,306百万円(対前年度26,039百万円増)となっており、居宅生活支援費及び施設訓練等支援費ともに公務員給与の動向や消費者物価の動向を踏まえて改定を行うこととしている。

このうち、在宅サービスに係る居宅生活支援費については、障害者の地域生活支援の推進を図る観点から、厳しい財政状況の下ではあるが、平年度化分の確保はもとより、新障害者プランの一部前倒しを含めて概算要求額の満額確保を図り、居宅生活支援費総額で60,188百万円(対前年度8,600百万円増)の予算の確保を図ったところである。

特に、障害者の地域生活支援の中核となるホームヘルプサービス及び知的障害者グループホームについては、概算要求額を超える予算の確保を図ったところであるが、これは、居宅生活支援費の概算要求額の総額の範囲で、各事業ごとの利用実態を反映させた予算配分を行うという工夫により、実現したものであり、政府全体としては、大変厳しい予算編成の中で、極めて例外の大幅な伸びを確保したところである。

	(15年度予算)	(16年度要求)	(16年度予算案)
ホームヘルプサービス	27,767百万円	32,666百万円(17.6%増)	34,154百万円(23.0%増)
知的障害者グループホーム	6,755百万円	8,213百万円(21.6%増)	8,612百万円(27.5%増)
(参考) 国(一般歳出)	475,922億円	508,152億円(6.8%増)	476,320億円(0.1%増)
厚生労働省	193,787億円	202,154億円(4.3%増)	201,910億円(4.2%増)

(2) 施設訓練等支援費の改善事項等について

① 施設訓練等支援費の改善事項

施設訓練等支援費については、16年度予算(案)において、287,118百万円を計上しており、15年度予算に対して、17,439百万円の増額を図ったところである。

施設訓練等支援費基準額全般について、公務員給与の動向や消費者物価の動向を踏まえて改定を行うほか、個別の改善事項として、在宅の重度重複障害者の地域生活を支援する観点から、重度重複障害者加算について、16年度からは、地域で暮らす重度重複障害者が通所施設等に通所する場合に加算対象を拡大することとしている。(加算額については、入所者の場合の3分の1とすることを予定。)

また、施設入所者が外泊する場合に、当該外泊期間については、入院期間と同様に、支援費基準の80%を算定する取扱いに変更することとしている。

なお、当該取扱いの変更については、追って告示改正等を行う予定である。

【外泊期間の取扱いの変更(案)】

1 内容

- ① 施設が入所者の外泊を認めた場合の費用の算定は、外泊期間の初日及び最終日を除いて、支援費基準の100分の80の額とする。
- ② 外泊期間(初日及び最終日を除く。)については、利用者負担を算定しないものとする。

2 留意事項

- ① 施設が外泊を認める場合は、入所者の意向を踏まえ、家族とも連絡調整の上、入所者の生活の質の向上に資するときであること。
- ② 施設が外泊を認める場合は、当該入所者の施設支援計画に記載すること。
- ③ 外泊期間中であっても、支援費が算定されていることを踏まえて、必要に応じて利用者及び家族等への助言などを行うこと。
- ④ 「外泊」には、入所者の親戚の家における宿泊、家族等と旅行に行く場合の宿泊等も含むものであること。
- ⑤ 施設訓練等支援費明細書において、外泊回数及び外泊日数については、入院回数及び入院日数にそれぞれ含めて請求すること。

② その他

ア 利用者本位のサービスの提供について

本年度から施行された支援費制度は、利用者とサービス提供者が対等の立場に立ち、契約により利用者本位のサービス提供が図られることを目指したものであ

ることから、各施設においては、この点を踏まえ、利用者のニーズに的確に対応した、様々な取組がなされていることと考えている。

以下、指定基準に盛り込まれている施設支援計画（以下「支援計画」という。）の作成等については、利用者本位のサービス提供のために特に重要であることから、各施設の実践を踏まえつつ、その取組が実質的に向上されるよう、都道府県等においては、より一層の指導監督にあたられるよう努められたい。

指定基準においては、利用者の支援目標や支援の内容、支援を提供する上で留意すべき事項等を盛り込んだ支援計画を作成し、それに基づいたサービスを提供しなければならないこととされている。

当該計画については、利用者本人に説明・同意を得ること、実施に当たっては、利用者の意向を踏まえるとともに一方的にこれを強制することがあってはならない。特に、コミュニケーションに制限のある施設利用者については、利用者本人の特性を踏まえ、支援計画の内容が十分に理解された上で同意が得られるよう更なるご尽力をお願いしたい。

また、計画実施後は、その実施状況の把握を行うことが肝要であり、支援目標の達成状況や支援内容の妥当性などについて十分に検証を行うなど、利用者について解決すべき課題を把握するとともに、必要に応じて計画の見直しを行わなければならない。

なお、当該計画の作成、見直しに当たっては、職員の間で、会議を開催し、利用者の状況及び利用者に対する支援目標等を共有することが必要である。

さらに、指定基準において、各施設が入所者の心身の状況等に照らし、居宅サービス等を利用することにより日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならないが、かつ居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならないこととされている。支援計画の作成や実施にあたっては、この点も踏まえて取り組むことが肝要である。

また、利用者本位のサービス提供のためには、支援計画の作成と並んで、利用者本位のサービス提供のためには、各事業者において、職員の資質の向上を図るため、研修機関や事業者団体等が実施する外部研修や当該事業所内研修への参加の機会を計画的に確保することも重要である。

## イ 授産施設の相互利用

授産施設の相互利用については、予算の円滑な執行が図られるよう、16年度については、国庫補助協議をいただくことを考えているのでご留意いただきたい。

なお、相互利用制度利用（希望）者のうち、重複障害者や継続的な制度利用者で心身の状況の変化があった者については、支援費制度の利用の可否を判断するよう市町村に周知願いたい。

### (3) 居宅生活支援費の改善事項等について

#### ① 居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）

ア 障害者（児）のためのホームヘルプサービスは、地域生活を支える重要な事業であることから、新障害者プランにおいて達成目標を定め計画的に整備を図ることとしているが、16年度予算（案）においては、この計画の前倒しを行い、3,280人分増の予算を計上したところである。

このホームヘルプサービスについては、当初の予想を上回るサービスの利用があり、これは、支援費制度施行後、新たにサービスの利用を始めた知的障害者や障害児が多かったほか、全身性障害者の一人当たりの利用時間が伸びたことなどが要因と考えられる。今後もサービスの利用が伸びていく可能性があることに鑑み、それに対応できる様々な仕組みの導入や工夫が必要と考えている。どのような工夫等が可能であるかについては、今般、お示ししたところであるが、これらに加えさらに何が必要かについて関係者の意見も伺いながら検討していきたいと考えている。

#### イ 居宅介護従業者養成研修

居宅介護等事業については、利用が伸びており、その業務の担い手としての質の高い従業者を養成し、確保することが重要であると認識している。

このため、指定居宅介護事業所においても積極的に居宅介護従業者養成研修事業者としての指定を受け、養成研修を実施することにより良質なヘルパーを確保することが求められる。しかしながら、一部の指定居宅介護事業所からは、研修事業の指定が都道府県等からなかなかおこない、あるいは指定されないとの声が寄せられており、居宅介護従業者確保の観点から、基準に該当する事業者に対しては、できる限り速やかに指定が行われるよう当該指定の事務の簡素化など弾力的な対応により、円滑な事務処理について十分ご配慮をお願いしたい。

また、日常生活支援や移動介護について、研修を受講した従業者が不足しているという声が寄せられていることから、都道府県等においては、従業者の養成及び確保に積極的に取り組まれない。

#### ウ 居宅介護等事業に関する国庫補助基準

居宅介護等事業の補助金については、適正な執行管理とともに、全国的にみてより公平、公正に補助金を配分できる基準を設定する必要があることから、国庫補助基準を策定したところである。本基準は、市町村に対する補助金の交付基準であって、個々人の支給量の上限を定めるものではなく、また、市町村における支給決定を制約するものではないことについては、従前からの説明のとおりであるので、ご留意願いたい。

今後、支援費制度施行後の利用状況等を踏まえ、障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会において、本基準の見直しの必要性について検証し、議論されることとなっている。この検討状況については、厚生労働省のホームページ

一ジ等を通じて、適宜、情報提供する予定である。

② 障害者（児）の短期入所（ショートステイ）事業

本事業については、地域のニーズを踏まえた基盤整備を図ることが重要であり、新障害者プランにおいて達成目標を定め計画的に整備を図ることとしており、16年度予算（案）において、身体障害者については、1,697床分、知的障害者・障害児については、2,734床分の予算を計上したところである。

また、16年度から、身体障害者、知的障害者及び障害児が身近な場所での宿泊を伴う指定短期入所の利用を可能とする目的から、入所施設に併設しない単独型事業所における短期入所事業の実施を可能とすることとしたところであり、この設備等に関する基準の取扱いについては、追ってお示しすることとしている。

なお、この設備等に関する基準の取扱いを満たすことにより、通所施設においても宿泊を伴う短期入所事業の実施を可能とするものである。

③ 障害者（児）のデイサービス事業

障害者（児）のデイサービスについては、日中活動の場等の確保を図ることや、通園の方法により日常生活の基本動作のための訓練や集団生活への適応のための訓練を実施する重要な事業であり、新障害者プランに基づき計画的に整備を図っている。16年度予算（案）において、身体障害者デイサービスについては、1,000か所、知的障害者デイサービスについては、301か所、児童デイサービスについては、10,002人分の予算を計上したところである。

また、身体障害者及び知的障害者のデイサービス支援費の16年度基準額については、長時間にわたるサービス提供を評価する観点から、従前の2区分の基準額を、16年度から「4時間未満の場合」、「4時間以上6時間未満の場合」、「6時間以上の場合」の3区分に見直しを行うこととしている。

④ 知的障害者地域生活援助（グループホーム）事業

地域で自立して生活することを希望する知的障害者に対して、グループホームにおける支援を行うことは重要であると考えており、新障害者プランにおいて達成目標を定め計画的に整備を図ることとしており、16年度予算（案）においては、16,036人分（対前年度2,200人分増）の予算を計上したところである。

このグループホームについては、支援費制度施行後、利用希望者が増えたことや、区分1の適用を受ける者の割合が大幅に増加したことも踏まえ、16年度においては、何らかの事業運営上の工夫等を講じなければ、新たな入居希望者に対する国庫補助には対応できない状況である。どのような工夫等が可能であるかについては、関係者の意見も伺いながら検討していきたいと考えているので御理解願いたい。

⑤ 利用段階における障害の特性に応じた支援

支援費制度においては、利用者のニーズを把握し、適正な支給決定が行われるよう、支給決定事務等中心的な役割を担う市町村が、利用援助等のための相談支援機

能の役割を担うこととなっており、引き続きご尽力願いたい。特に、コミュニケーションに障害のある者がサービスを利用するに当たり、情報提供、契約締結など各サービス利用段階において、障害の特性に応じた支援がなされることが重要である。

このため、市町村においては、障害者又は障害児の保護者等に対する情報提供又は相談、もしくは指導等に責任をもって取り組む必要があり、適切なサービス又は指定事業者の選択のための相談支援を、支援費の支給申請の受付又はサービス利用に係るあつせん・調整、要請と関連づけながら行う必要がある。

例えば、情報提供、相談援助については、

- ア) 点字を用いたパンフレット等による制度の広報、事業者情報、支給決定内容のお知らせ
  - イ) 社会参加促進のための事業（盲ろう者向け通訳・介助員派遣点訳奉仕員派遣事業等）の活用
- などが考えられる。

これらの施策により、障害者のニーズを反映し、障害者が円滑に福祉サービスを利用するための支援が十分に行われるよう、支援費支給決定円滑化等支援事業の活用を含め、各市町村において必要な体制の整備等に取り組まれるよう周知願いたい。

#### (4) 支援費制度の円滑化・適正化等の支援等について

##### ① 支援費経営実態調査

支援費基準は各々のサービスの通常要する費用の額を勘案して設定することとされているが、今回、現行の支援費基準について検討を行い必要な見直しを図るための基礎資料を得ることを目的として、支援費対象事業を実施している居宅サービス事業所や施設に対して、その経営実態についての調査を行うこととしたものである。

(16, 17年度2か年計画)

16年度予算(案)においては、調査票の作成、予備調査の実施等に係る経費を計上している。

##### ② 支援費制度の円滑化・適正化等への支援

都道府県及び市町村における支援費支給決定の円滑化・適正化等に対する支援を引き続き実施することとしており、16年度予算(案)においても、障害程度区分決定検討会議の開催やコミュニケーション支援に係る経費等に対して補助を行うことにしている。

#### 【引き続き実施する予定のもの】

##### 都道府県事業

- ア 支援費制度運用向上委員会の開催
- イ その他支援費制度施行のために必要な事業

市町村事業

- ア 障害程度区分の円滑な決定のための会議開催等
- イ 支給決定等における盲ろう重複者等に対するコミュニケーション支援のための通訳者の体制確保
- ウ その他の支援費制度施行のために必要な事業

また、新たに、都道府県が医師や心理判定員等の専門家チームを編成し、管内市町村を定期的に巡回し、支給決定に係る相談、適切な支給決定を行うための助言指導を実施する「支援費支給決定事務の適正化を図るための巡回指導事業」についても、補助対象とすることとしている。

なお、これらの事業については、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」のメニュー事業として統合し実施するものである。

(参考)

支援費支給決定事務の適正化を図るための巡回指導事業

(実施主体) 都道府県

(巡回による助言指導の例)

- ①障害程度区分の決定の状況に関する情報提供
- ②障害程度区分の決定に係る留意点など、専門的知識・技術の提供
- ③障害程度区分の決定の困難ケースなどの個別事例に対する助言指導
- ④障害程度区分の決定に関わる関係機関、関係施設等の調整

(5) 障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会について

本検討会は、学識経験者、障害当事者、サービス提供者、地方自治体といった関係者の参画の下、支援費制度が目指す理念を実現し、障害者（児）の地域生活支援の充実を図るための方策について、昨年5月以降検討を進め、本年2月までに15回の議論を行っている。この内容については、厚生労働省のホームページにおいても紹介している。

平成16年に入ってから、それまでの議論も十分に踏まえ、ライフステージ等に応じたサービス体系の在り方、サービスを適切に供給していくためのシステムの在り方及びサービス供給を支える基盤の在り方といった論点に沿って、さらに精力的に具体的な検討を進めている。

本年2月からは、検討会での議論を効率的に行うため、①全身性障害者等長時間介護が必要な者、②視覚障害者・聴覚障害者、③知的障害者・障害児それぞれに関する支援の在り方についての作業班を開催しており、ホームヘルプサービスやグループホームなど、地域生活支援に関する利用者のニーズを踏まえた具体的なサービスの在り方を中心に議論を深め、4月を目途に全体会に報告を行う予定である。

4月以降は、作業班の報告を受けた検討を行うほか、ホームヘルプサービスの国庫補助基準の見直しの必要性等について、検討を進める予定である。

## 2 障害者の就労支援について

### (1) 福祉施策と雇用施策の一体的推進について

#### ① 障害者就業・生活支援センター事業

障害者の就労と地域生活の支援を進めていくためには、障害者の職業生活全般にわたり、雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら取り組んでいくことが効果的である。

このため、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、障害者の就業面及び生活面の一体的な支援を行うことにより、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的として、14年度に「障害者就業・生活支援センター事業」を創設したところであるが、16年度においては、全国で80か所で実施できることとしたところである。ただし16年度の新規実施(各都道府県2か所目以降)生活支援等事業分の取扱いについては、既に知的障害者生活支援事業等を行っている法人が本事業を行う場合、知的障害者生活支援ワーカー等が障害者就業・生活支援センター事業の生活支援担当の職務を兼務する等の対応を検討しているところである。(詳細は別途通知予定)

引き続き、障害者の就労と地域生活の支援の観点から、都道府県等において、積極的な取り組みをお願いしたい。

#### ② 施設外授産の活用による就職促進事業

障害者授産施設の入所者が企業等の事業所において授産活動を行うとともに、公共職業安定所が職業相談、個別求人開拓、職場定着の支援を行う「施設外授産の活用による就職促進事業」については、これまでのモデル事業からメニュー事業として継続して実施することとしているが、これにより、すべての都道府県等での実施が可能となるので、本事業についても実施に向けた検討をお願いしたい。

### (2) 小規模通所授産施設等について

小規模作業所については、在宅重度障害者通所援護事業費等の国庫補助により、その運営を支援しているところであるが、併せて地方単独助成事業のための地方交付税による財源の手当がなされているところであり、総務省に対して、この増額についての要望を行っているところである。

当該事業費は民間団体への補助という形で行っており、平成15年8月1日に閣議了解された「平成16年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(いわゆる概算要求基準)において、民間補助金については1割相当を削減するとされたことから、16年度予算(案)における補助か所数は1割減となっている。

一方、こうした小規模作業所については、より安定した経営を確保することが望ましいことから、社会福祉法人の設立要件を緩和することにより、13年度より、法定施設である小規模通所授産施設への移行を積極的に進めているところであり、16年

度予算（案）においては、身体障害、知的障害、精神障害の3障害合わせて、小規模通所授産施設の運営費補助の対象か所数について、対前年度約4割増となる252か所増（637か所→889か所）とし、1か所当たりの単価については、人件費や物価の動向等を踏まえ、1,100万円から1,050万円としたところであるので、ご了承ください。

なお、身体障害者、知的障害者小規模通所授産施設については、小規模作業所からの移行促進を進める観点から、制度創設時からこれまで、他の予算科目のやりくり等により予算か所数を上回るか所数を承認してきたところであるが、16年度予算（案）においては同様の方法により承認することは困難であり、16年度の新規承認については相当厳しくなることが見込まれるところであるので、その旨ご承知願いたい。

### （3）障害者職業能力開発新規施策の展開について

16年度から厚生労働省職業能力開発局所管の事業として「一般校を活用した障害者職業能力開発事業」及び「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」が運営される予定である。

具体的な実施方法については、当該事業実施要綱等によるところとなるが、特に「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」については、1人1ヶ月6万円を上限とした委託料により、社会福祉法人やNPO法人等を活用することとされ、例えば授産施設のみでなく小規模通所授産施設についても、その委託先機関となることが可能としたところであるので、都道府県等においてもその積極的な活用の推進にご協力願いたい。（詳細については別途通知予定）

### （4）授産施設等に対する官公需の発注等の配慮について

昨今の厳しい経済状況は、授産施設や小規模作業所における授産活動に深刻な影響を及ぼし、その運営が不安定なものとなっていることを踏まえ、「障害者を多数雇用する事業所、授産施設等に対する官公需の発注等の配慮について」（平成14年10月30日厚生労働省職高発第1030002号、厚生労働省障発第1030003号）を通知し、都道府県等における授産施設等の製品の積極的な活用をお願いしているところであるので、都道府県等においては、授産施設等の安定的な運営が図られるよう、引き続き特段のご配慮をお願いしたい。

また、管内市町村、関係団体等に対する通知の趣旨等の周知徹底に努められたい。

## 3 障害者の生活支援について

### （1）相談支援事業の推進について

「市町村障害者生活支援事業」及び「障害児（者）地域療育等支援事業」について

は、15年度において一般財源化し、個々の都道府県・市町村の創意工夫を通じ、地域の実情に応じてより弾力的に事業展開できるよう、財政的には地方交付税で措置することとしたものである。

これら2つの事業の一般財源化後の実施状況について見ると、「市町村障害者生活支援事業」については、15年度の374か所から16年度は398か所（予定）となり、新たに実施するところは24か所となっている。また、「障害児（者）地域療育等支援事業」については、15年度の536か所から16年度は580か所（予定）となり、新たに実施するところは44か所となっている。

各都道府県等においては、これらの事業の趣旨や重要性をご理解いただき、積極的に取り組んでいただいていると認識しているが、支援費制度がスタートし、全国どこでも障害者が必要なサービスを選択していく上で、地域の実態に即した相談支援体制の整備は益々重要であることから、未実施の市町村について相談支援体制の整備が図れるよう努められたい。

国としても、これを支援する観点から相談支援の実施のあり方について技術的助言（「地域における相談支援の実施について」（平成15年11月6日障発第1106006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知））を行ったところであり、未実施の市町村に対する指導助言と併せ参考にされたい。

また、15年度より実施している「障害者地域生活推進特別モデル事業」については、「市町村障害者生活支援事業」、「障害児（者）地域療育等支援事業」を新たに実施する市町村、既に実施している市町村を側面から支援する事業であるので相談支援体制の整備にあたり積極的な活用をお願いしたい。

なお、本モデル事業は2か年事業であるが、実績報告書の様式をお示しするので、15年度の取り組みについて報告していただくことを予定している。

## （2）生活支援等事業のメニュー事業化について

障害福祉課分の以下の事業については、障害者の多様なニーズに対応し、必要な事業を選択して取り組めるようにするためメニュー事業化を図ることとし、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」を創設することとしたところである。

詳細については別途通知するが、メニュー事業のイメージは以下のとおりであるので、各自治体においては地域の実情に応じた効果的な事業ができるよう検討、精査願いたい。

### （※）メニュー事業の対象事業

#### （都道府県事業）

- ・ 障害者自立支援等総合推進事業
  - 支援費支給決定適正化等支援事業
  - 施設外授産の活用による就職促進事業
  - 在宅知的障害者巡回相談事業

知的障害者療育手帳交付事業  
(市町村事業)

- ・市町村障害者自立支援等推進事業
  - 支援費支給決定円滑化支援事業
  - 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
  - 職親委託事業
  - 訪問入浴サービス事業
  - 身体障害者自立支援事業

(3) 知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）について

地域で生活する知的障害者の相談に応じ助言等を与えるなど、地域生活に必要な支援を行う知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）については、地域から施設へという流れの中で、今後より一層重要度を増していく事業であると考えられるが、16年度予算（案）においては、対前年度同数の166か所であることから、本事業の16年度における新規承認は困難と考えているのでご了知願いたい。

地域で生活する知的障害者が安全で快適な生活を送ることができるよう、すでに本事業を実施している都道府県・指定都市・中核市においては、一層の支援内容の充実をお願いしたい。

(4) 自閉症・発達障害支援センター運営事業について

在宅の自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）及びその家族等に対し、専門的な相談、療育等の支援を総合的に行うため、14年度より自閉症・発達障害支援センター運営事業を実施しているところであるが、本事業は、近年知的障害を伴わない自閉症（いわゆる高機能自閉症）やアスペルガー症候群などの自閉症の周辺領域にある発達障害が、社会的事件などを通してクローズアップされてきていることもあり、極めて支援の緊急性が高い事業であると認識しているところである。

16年度予算（案）においては、財政的に大変厳しいの中で、例外的に本事業の重要性に鑑み、新規分として4か所増が認められ、既存分も含め20か所分の予算を計上したところである。しかしながら、新規実施分の採択については厳しい状況にあるので、新規協議に当たり、あらかじめ了知願いたい。

また、各センターにおける事業実績について、より詳細に把握するため、16年度からの実施状況報告の様式を改正する方向で検討しているのを併せて了知願いたい（別途通知）。

（参考）平成15年度に事業を実施している都道府県・指定都市  
北海道、埼玉県、千葉県、東京都、富山県、愛知県、三重県、大阪府、滋賀県、兵庫県、  
岡山県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県、仙台市、横浜市、北九州市

(5) 知的障害者に対するサービス利用の支援について

① 成年後見制度利用支援事業等

平成15年4月から施行する支援費制度は、利用者が事業者を選択し、契約によって、サービスを利用する仕組みであることから、本人の意思に基づく利用契約に対する支援が重要である。

このため、都道府県、市町村においては、本人の意思によりを契約を締結できるよう、11年度から実施している地域福祉権利擁護事業（社会・援護局所管）について一層の普及をお願いするとともに、判断能力が不十分な知的障害者に係る成年後見制度の活用について、広報等により周知を図られたい。

なお、国においては、成年後見制度の利用による支援の充実を図るため、「介護予防・地域支え合い事業」（老健局所管）のメニュー事業の一つである「成年後見制度利用支援事業」の対象に、14年度より「知的障害者」を追加し、知的障害者が市町村長の申し立てにより成年後見制度を利用する場合（知的障害者福祉法第27条の3）に、その手続や後見活動に係る費用等について補助を行っているところである。本事業の実施状況を見ると、平成14年4月1日現在で342市町村（10.6%）、平成15年4月1日現在で551市町村（17.1%）となっているが、今後とも成年後見制度利用促進のための広報・普及に努め、制度の利用に係る経費の助成について周知を図られたい。

② 療育手帳により受けられるサービス内容の周知

療育手帳により旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引等の援助措置を受られることとされているが、都道府県等においては、少なくとも療育手帳を交付する際に知的障害者向けのサービスについて、都道府県等でそれぞれの実情に応じて行われるサービス内容を含めて記載した小冊子を配布し、文章にはふりがなをふり、わかりやすい表記をすること等により、多くの機会において、サービス内容について理解しやすい工夫を行うなど、特段の配慮をお願いしたい。

#### 4 障害児の療育支援等について

(1) 重症心身障害児（者）通園事業について

重症心身障害児（者）通園事業については、16年度予算（案）においては、B型について11か所増を図ったところである。

この事業の実施施設は、A型が重症心身障害児施設、肢体不自由児施設及び肢体不自由児通園施設、B型が障害児（者）施設等となっているが、重症心身障害児（者）の受け入れ体制に支障がない場合には、他の施設でも実施できるよう弾力的な取扱いをしているところであるので、積極的に事業に取り組みたい。

また、重症心身障害児（者）通園事業が実施されていない地域であっても、少数のニーズに対応し、身近な地域で療育訓練を受けられるようにするため、15年度より、新たにB型について、チームで巡回する方式（「B型巡回方式」）を導入したところであるので、地域のニーズに応じて、この事業の取組みについても検討をされたい。

15年度の実施状況をみると、特に専門的機能を有する重症心身障害児施設における実施が約1/3程度に止まっているところであり、また、重症心身障害児施設が2つ以上あるにもかかわらず、A型を実施していない県（約10程度）があることから、各県1か所のA型事業を実施するようお願いする。

一方で、既にA型を実施しているところの状況を見ると、A型であるにも拘わらず、長期間にわたって利用者が少数に留まっている施設が見受けられる。ニーズの把握を再度行い、利用増に努めるとともに、利用が伸びない場合には、B型への転換を含め検討するなど、適正な事業実施に努められたい。

## （2）難聴幼児通園施設の運営について

聴覚障害の早期発見については、平成12年に「新生児聴覚検査事業実施要綱」（平成12年10月20日児発第843号児童家庭局長通知）が示され、事業の実施にあたって、難聴児に対する早期療育が開始できるよう努めることとされているところである。

また、高度の聴覚障害に適応する人工内耳については、装着後に長期の訓練が必要となることから、身近な施設で療育が受けられる体制整備が求められているところである。

このように、難聴児に対する適切な療育の提供体制を整えることは重要となっていることから、次の事項に留意の上、その推進に努められたい。

① 地域内の難聴児の把握に努め、児童相談所等の関係機関への周知と十分な連携を図ることにより、適切な時期に難聴幼児通園施設などの療育機関に繋がられる体制を整えること。

また、地域内に難聴児に対する療育機関がない場合には障害児通園（デイサービス）事業などの活用も含め療育体制の整備に努めること。

なお、聾学校幼稚部においても、指導を行っているところであるので、関係部局と十分連携を図られたい。

② 難聴幼児通園施設は難聴幼児が対象となっているところであるが、難聴障害は早期療育が重要であることから、新生児聴覚検査などにより発見された乳児についても療育の対象とするようお願いする。

## （3）知的障害児自活訓練事業について

本事業については、知的障害児施設に入所している児童に対し、地域で自立した生活を送るための知識・技術についての個別指導を行い、地域生活への円滑な移行を図

るものである。

本事業の実施については、「知的障害児自活訓練事業（施設機能強化推進費）の実施について」（平成15年10月16日障障発第1016001号障害保健福祉部障害福祉課長通知）で示しているとおおり、関係者の意見も踏まえて児童の状況に応じて取り組めるようにしているところであり、初年度である平成15年度においては、17都県・指定都市、26施設で実施されているところである。

障害児の円滑な地域生活への移行に向けて、未実施の県・市においては本事業の活用を図られたい。

#### （4）児童福祉法の一部を改正する法律案について

平成16年通常国会において、児童虐待防止対策等の充実・強化等を図るために児童福祉法の一部を改正する法律案が提出されたところである。

本改正案により、

- ① 児童相談に関する体制の充実を図るため、障害相談を含め、児童と家庭に関する相談について市町村が担う役割を法律上明確にするとともに、児童相談所の役割については、更なる専門的な指導や判定が必要な事例への対応や市町村に対する後方支援に重点化すること。
- ② 児童養護施設、児童自立支援施設等の業務として、施設を退所した者に対する相談その他の援助を法律上位置付けること。

等を規定することとしている。

なお、本改正案においては、障害児施設を退所した者に対する相談その他の援助についての法律上の位置付けを行っていないが、障害児施設においても、在宅支援の拠点として施設を退所した者に対する援助を行っていくことは重要であることから、本改正案の趣旨も踏まえた対応がなされるよう、管内の施設に対する周知及び助言をお願いする。

#### （5）障害児施設等における安全管理等について

障害児施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、昨年、小学校などを狙った事件が頻繁に発生したことから、各都道府県等におかれては、事故の発生の予防や発生した場合の迅速的確な対応が図られるよう、引き続き管内市町村及び障害児施設、児童デイサービス事業、児童短期入所事業等の管理者等に対する周知及び指導をお願いする。

また、障害児施設等においては、日頃から職員の協力体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による障害児施設等の安全確保に努められたい。

（参考）「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（13年6月15日雇児総発第402号）

「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について」

（15年12月24日雇児総発第1224001号）

## 5 障害福祉関係施設の整備等について

### (1) 障害者施設の整備の基本的な考え方について

障害者施設の整備については、新しい「障害者基本計画」及び「新障害者プラン」に基づき、新障害者プランの計画年度である19年度に向けて、通所授産施設、デイサービスセンター等の活動の場の整備や、身体障害者福祉ホーム等の住まいの場の整備を計画的に図ることとしている。

### (2) 16年度における障害者施設の整備について

16年度については、社会福祉施設整備費全体として、16年度予算（案）額1,304億円に対して各都道府県・市の要望額が大幅に上回るが見込まれたことから、整備計画に当たっての基本的な方針として、「平成16年度における障害者施設の施設整備費に係る国庫負担（補助）協議等について」（平成16年1月16日障障発第0116003号障害保健福祉部障害福祉課長通知）を発出し、①継続事業分、②新障害者プラン関連施設整備分を優先して行うこととし、③入所施設については、老朽等の改築を除き対応が困難であることを示し、協議施設の厳選をお願いしたところである。

これに伴い、本年1月末から2月末にかけて各都道府県・市の16年度計画分についてヒアリングを行ったところであり、現在、協議内容の精査と全体の協議額の確定作業を行っているところである。

なお、各都道府県・市にご協力いただき、2カ年事業の進捗率アップや16年度当初計画分の15年度への前倒しなど、16年度予算の負担軽減に繋がる措置を図った現時点においても、厳しい予算執行となることに変更はなく、特に新規事業分については、課長通知のとおり、原則として新障害者プラン関連施設整備分のうち緊急性・必要性の高いものを中心に採択せざるを得ないことが見込まれるので、ご承知おき願いたい。

### (3) 設備整備費の施設整備費への統合について

設備整備費については、16年度予算（案）から国庫補助申請事務の簡素合理化を図る観点から、施設整備と一体的に整備され、かつ、固定されるもの及び整備するに当たり施設設計等に影響を及ぼす初度設備等を施設整備費に統合することとしている。

統合後の設備整備とその国庫補助額の算定方法については、別紙のとおりである。

なお、初度設備以外の施設整備へ統合されない業務省力化設備等一部の設備については、従来どおり設備整備費の対象となるが、次に留意されたい。

(参考) 設備整備費の概要

- ①設備整備費として対応するものは、次のとおり。  
 ・送迎・通園バス      ・業務省力化等設備
- ②民間立施設のみを対象。
- ③設備整備費の協議については、16年度において社会・援護局福祉基盤課より別途通知予定。
- ④16年度をもって廃止予定。

○ 施設整備に統合される設備

設備の種類	算定方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・初度設備 ①最低基準に影響する設備（特殊ベット）相当加算 ②施設設計に影響する設備（厨房機器、洗濯乾燥設備等）</li> <li>③ショートステイ専用居室に係る初度設備</li> <li>④ALS専用居室に係る初度設備</li> <li>⑤療護通所A型に係る初度設備</li> <li>⑥強度行動障害個室に係る初度設備</li> <li>⑦自閉症・発達障害支援センターに係る初度設備等</li> </ul>	<p>施設整備に統合可能な初度設備を整備する場合には、初度設備相当加算を加算。</p> <p>なお、初度設備に要する経費と初度設備相当加算額を個々に比較しない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・授産設備等工事                      授産設備、特殊介護設備、リハビリ設備、室内移動設備、職業訓練設備、職業補導設備、難聴幼児訓練設備</li> <li>-----</li> <li>・点字印刷機</li> <li>-----</li> <li>・情報機器設備</li> <li>-----</li> <li>・情報機器近代化</li> <li>-----</li> <li>・小規模通所授産施設設備</li> </ul>	<p>施設整備に統合可能な授産設備を整備する場合には、授産設備等工事費を算定。</p> <p>施設整備に統合各設備整備の対象経費と国庫補助基準単価を比較し、国庫補助基本額を算定。</p>

#### (4) 社会福祉施設のシックハウス対策について

昨年7月、建築基準法が改正され、平成15年7月以降竣工する全ての建築物に使用する建材の制限や換気設備の設置義務付けが行われたところであるが、社会福祉施設の整備にあたっては、シックハウス対策として専門家とよく相談のうえ、使用建材の制限や換気設備の設置はもちろんのこと、施工時、竣工後の通風、換気を十分に行うよう管内市町村、社会福祉法人等に対して指導願いたい。

### 6 障害者福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応等について

人権侵害の防止等については、機会あるごとに要請してきているところであるが、依然としてこれら不祥事が発生していることは、誠に遺憾である。

については、以下のような事項に留意の上、管下社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監督に万全を期されたい。

#### (1) 人権侵害等の防止について

- ① 社会福祉施設において、体罰等の人権侵害事例や入所者からの預り金の管理等について不適切な取扱いが行われていたという事案が依然として後を絶たず、この中には、刑事事件に及んでいる事案も見受けられることは、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同種施設までが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。
- ② 本年度から施行された支援費制度は、利用者と施設が対等の立場に立ち、契約により利用者本位のサービス提供が図られる仕組みであることに鑑みた場合、こうした状況は、制度の根幹を揺るがしかねない事態であるといわざるを得ず、施設関係者のみならず行政関係者も含め、厳粛に受け止めなければならないと考えている。
- ③ 特に、施設において、各利用者の意向を詳細かつ十分にくみ取り、個別の支援計画を作成・実施・見直しを行う過程で、職員間で会議を開催し、各利用者の状況や支援目標を共有することは、不祥事の防止にも資するものであることから、各都道府県等にあつては、通常指導監督の際には重点的に確認されたい。また、施設が利用者又は利用者の家族に寄付金を強要することや、本人のためと称しあいまいな名目による不適切な金銭の支払いを求めることは指定基準等で禁止されていることを再度踏まえて、預り金の適切な管理がなされるよう十分点検されたい。
- ④ 各都道府県等にあつては、社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、速やかに事実関係及び発生原因の究明を行うとともに、特別監査等を実施し、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場

合によっては、法人組織の再検討も視野に入れるとともに、関係者の社会的責任を明確にするために氏名の公表等も検討されたい。さらに、内容によっては、刑事告発の可否も検討されたい。

- ⑤ また、再発防止への取組として、不祥事を起こした法人に対して、継続的に指導及び改善状況の確認を行うことに加え、事件の背景や事実関係を踏まえて管下同種施設への指導監督方法の見直しを行う、また、支援費制度対象事業の場合には、あらかじめ関係市町村から支給決定障害者の支援状況に関する情報を徴した上で、指導監査を行う等、都道府県の指導監督の在り方も再点検し、今後の不祥事の未然防止を図られたい。

(2) 不正・不明瞭な経理処理の防止について

社会福祉施設の経理処理に当たっては、社会福祉法及び関係通知等に基づき適正な記録と透明性の確保を図ることが重要であり、都道府県等においては、引き続き、指導監督の徹底に努められたい。

(3) 施設整備に係る不正の防止について

社会福祉施設整備費に係る不正受給等の防止については、かねてから指導監督の徹底をお願いしているところであるが、引き続き、施設整備業務の再点検の強化と未然防止策の検討を行い、発生防止に努められたい。

(4) 苦情解決の取組について

障害者福祉施設の利用者等の権利擁護の観点から、障害者福祉施設の最低基準において、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至りうることを考えた場合、苦情解決の仕組みは、利用者の権利擁護を確立する上で極めて重要な位置を占めるものであることは、申し上げるまでもないことである。

平成14年に実施された社会福祉施設等調査によると、未だに苦情解決体制が整備されていない施設が見受けられる。

都道府県においては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられることはもちろん、利用者やその家族に苦情解決の仕組みや窓口の存在（都道府県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会の役割や各施設との関係も含めて）を分かりやすく具体的に周知できるよう、引き続き指導徹底を図られたい。

(参考) 障害者施設の例

施設種別	施設数	うち、苦情解決のための取組あり
		身体障害者療護施設
知的障害者更生施設	1,389	1,235(88.9%)

※「平成14年社会福祉施設等調査」より

## 7. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における取組みについて

### (1) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の発足について

重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供を行うこと等により、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とした独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）が、昨年10月に発足したところである。のぞみの園は中期目標に基づき、入所者数を19年度末までに3割から4割程度縮減することを目標に地域生活移行を積極的に推進するほか、重度知的障害者の地域への移行に向けた施設内処遇と地域生活支援体制の構築のあり方に関する調査及び研究を行い、その成果等を全国の知的障害者援護施設等に向けて情報提供していくこととしている。

### (2) のぞみの園における地域生活移行への取組みについて

約500人の現入所者の移行先は、出身地域やその近隣地域のグループホーム等(民間施設等に移行し、さらに継続的にグループホーム等への移行に取り組む場合を含む)が考えられるが、実践において、入所者本人や保護者等の意向、本人の生活歴等を尊重しつつ、個々の入所者ごとに慎重かつ丁寧に進めていくことが必要である。

その際、のぞみの園が、地域生活移行に関してどの程度、入所者や保護者等の理解を得られたかといったことや、受入先となる関係地方公共団体等への働きかけ、それら相互の連携体制づくりに取り組んだか、といったことが重要であると考えている。

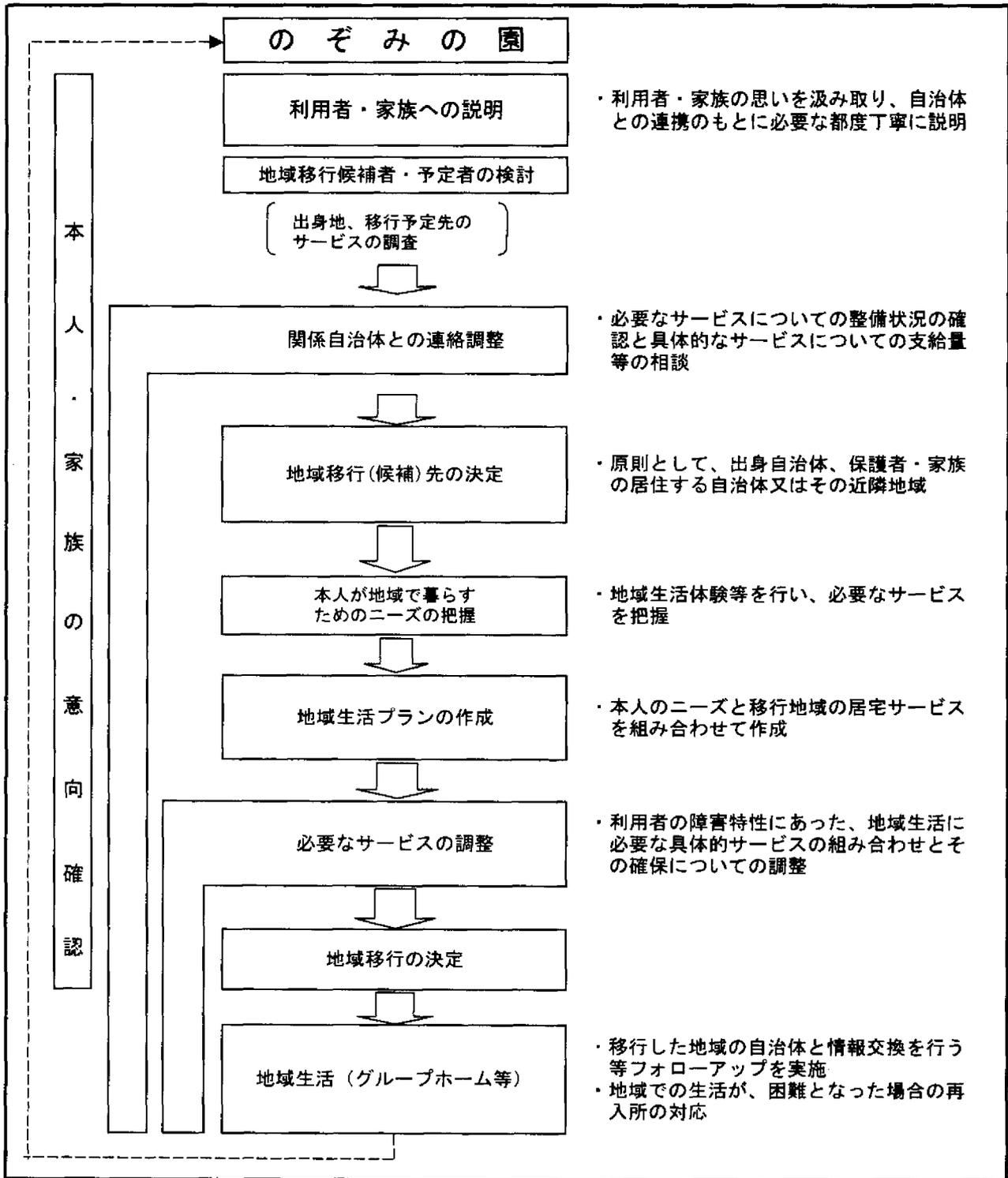
のぞみの園における取組みとしては、入所期間が長期にわたっている現状を考慮し

て、職員宿舎の空き室や周辺地域の住宅を借り上げ地域生活を体験する独自の試み(地域生活体験事業)に取り組むとともに、入所者本人等の意向確認を行っているところである。また、出身市町村において、個々の入所者の特性等に応じ必要なサービスが確保されるよう、関係地方公共団体との連絡調整にも取り組んでいるところである。

なお、のぞみの園における地域生活移行の基本的な流れは、別紙のように考えているが、国としてもこのような取組みをバックアップするよう、当面は、入所者の出身地の約7割を占めている関東・甲信越地区の関係地方公共団体を中心に連絡調整を図っていく考えである。

のぞみの園における地域生活移行の取組みは、入所者本人等の意向が十分尊重されなければならないが、ノーマライゼーションの理念を実現するためのモデル的な取組みであり、実践により得られた成果を全国に向けて情報提供していこうとするものである点をご理解いただき、今後とものぞみの園への協力をお願いするとともに、関係市町村に対しても周知徹底を図り、のぞみの園の取組みに対する協力を要請して頂くように併せてお願いする。

## のぞみの園における地域生活移行の基本的な流れ



## 国立のぞみの園における取り組み状況および当面の予定

平成16年3月3日  
独立行政法人国立重度知的障害者  
総合施設のぞみの園

### 【これまでの取り組み状況】

- H.15年10月1日 独立行政法人への移行に伴い、地域生活支援室を設置。  
全国障害福祉担当係長会議において、国立のぞみの園利用者の地域移行について説明。  
民間住宅を借り上げ、自立訓練ホームを開設。
- 11月15日 国立のぞみの園保護者会理事会において説明。
- 12月4日 国立のぞみの園利用者出身自治体を対象に、居宅支援状況調査(332ヶ所)開始。  
22日 全保護者に対して、「地域移行の進め方について」の理事長名の文書とパンフレットを送付。
- H.16年1月22日 利用者に対して、説明会を開催。  
24日 国立のぞみの園保護者会理事会において説明(第2回)。
- 2月5日 全保護者を対象に、地域移行に関するアンケート調査を実施。
- 4月1日 地域生活支援部を設置予定。

## 国立のぞみの園 利用者の出身地域別分布状況

(H16.2.10 現在)

NO	都道府県 指定都市	利用者数(人)			分布率 (%)	NO	都道府県 指定都市	利用者数(人)			分布率 (%)
		男	女	計				男	女	計	
1	北海道	7	3	10	2.0	33	山口県	1	2	3	0.6
2	岩手県	3	2	5	1.0	34	徳島県	2	0	2	0.4
3	秋田県	1	1	2	0.4	35	香川県	2	1	3	0.6
4	山形県	3	1	4	0.8	36	愛媛県	2	1	3	0.6
5	福島県	1	3	4	0.8	37	高知県	3	0	3	0.6
6	茨城県	10	6	16	3.2	38	福岡県	1	1	2	0.4
7	栃木県	9	7	16	3.2	39	佐賀県	1	0	1	0.2
8	群馬県	20	15	35	7.1	40	熊本県	0	1	1	0.2
9	埼玉県	22	19	41	8.3	41	大分県	3	0	3	0.6
10	千葉県	24	14	38	7.7	42	宮崎県	3	1	4	0.8
11	東京都	64	34	98	20.1	43	鹿児島県	0	1	1	0.2
12	神奈川県	9	12	21	4.2	44	札幌市	1	0	1	0.2
13	新潟県	16	10	26	5.2	45	仙台市	2	1	3	0.6
14	富山県	1	4	5	1.0	46	千葉市	7	2	9	1.8
15	石川県	3	3	6	1.2	47	横浜市	7	5	12	2.4
16	福井県	1	0	1	0.2	48	川崎市	3	1	4	0.8
17	山梨県	5	3	8	1.6	49	名古屋市	4	2	6	1.2
18	長野県	9	2	11	2.2	50	京都市	1	0	1	0.2
19	岐阜県	3	3	6	1.2	51	大阪市	0	2	2	0.4
20	静岡県	6	7	13	2.6	52	神戸市	0	4	4	0.8
21	愛知県	4	7	11	2.2	53	広島市	2	2	4	0.8
22	三重県	0	2	2	0.4	54	北九州市	1	1	2	0.4
23	滋賀県	1	1	2	0.4						
24	京都府	1	3	4	0.8						
25	大阪府	3	1	4	0.8						
26	兵庫県	6	4	10	2.0						
27	奈良県	2	0	2	0.4						
28	和歌山県	1	1	2	0.4						
29	鳥取県	2	1	3	0.6						
30	島根県	2	4	6	1.2						
31	岡山県	5	1	6	1.2						
32	広島県	1	3	4	0.8						
						合計		291	205	496	100.0